

高知大学麻酔科学教室同門会会則

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、高知大学麻酔科学教室同門会と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、高知大学教育研究部医療学系医学部門麻酔科学・集中治療医学講座（以下「教室」という。）に置く。

事務局所在地：高知県南国市岡豊町小蓮

(目的)

第3条 本会の目的は次に掲げるものとする。

- (1) 教室の発展に寄与するとともに会員相互の親睦を図る
- (2) 地域における医療の発展に寄与する

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 総会ならびに学術集会の開催
- (2) 会誌の発行
- (3) 教室が主催する行事の後援
- (4) その他、第3条の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(会員資格)

第5条 本会の会員は普通会員、準会員ならびに賛助会員とする。

- 1 普通会員とは、教室に在籍または在籍したことがある医師および歯科医師で本人が入会を希望する者をいう。
- 2 準会員とは、教室に在籍または在職したことがあり、本人が入会を希望する技術補佐員および事務補佐員をいう。
- 3 賛助会員とは、本会の目的に賛同する個人または医療機関で、理事会の承認を受けたものをいう。

(会費の納入)

第6条 普通会員ならびに賛助会員は、別に定める規定により、会費を納入しなければならない。

(退会)

第7条 普通会員、賛助会員、準会員は、本会に退会を申し出ることにより、退会することができる。

- 1 普通会員、賛助会員は5年間会費未納の場合、自然退会となる。復帰は復帰申請年度を含む過去5年分の会費納入後、理事会、総会にて承認を得た後、認められる。

(除名)

第8条 会長は、本会の名誉を傷つけ、また、本会の目的に反する行為があったと判定され、理事会の議を経て総会の承認後に、その者を除名することができる。

第3章 役員等

(役員の種類)

第9条 本会に、役員として、会長1名、副会長1名、理事若干名、監事2名を置く。

1 役員を選出に関し必要な事項は、別に定める。

(役員の職務)

第10条 本会の役員の職務は次に掲げるものとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐して会務を掌理し、会長に事故ある時は、会長の職務を代行する。
- (3) 理事は、理事会を組織し、会務を執行する。
- (4) 監事は、会務ならびに会計を監査する。

(役員任期)

第11条 会長の任期は3年とし、2期6年を限度とする。

- 1 会長以外の役員任期は3年とし、留任を妨げない。
- 2 役員に欠員を生じたときの補充役員任期は、前任者の残任期間とする。

(事務局員)

第12条 本会に、事務局長ならびに事務局員を置く。

- 1 事務局長は、教室の医局長をもって充て、本会の事務を統括する。
- 2 事務局長は、教室の事務補佐員を事務局員として委嘱する。

第4章 会議

(会議の種類)

第13条 本会の会議は、次に掲げるものとする。

- (1) 総会
- (2) 理事会

(総会)

第14条 総会は、定例総会及び臨時総会とする。

- 1 総会は、普通会员をもって組織し、会長が召集する。
- 2 定例総会は、毎年1回開催しなければならない。
- 3 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、あるいは監事から請求があったとき開催する。
- 4 いずれの総会も、委任状を含む2分の1以上の普通会员の出席をもって成立する。
- 5 総会の議事は、出席者の過半数をもってこれを決する。

(理事会)

第15条 理事は理事会を組織し、本会の会務を執行する。

- 1 理事会は、必要に応じて会長が召集する。
- 2 理事会は、委任状を含む2分の1以上の理事の出席をもって成立する。
- 3 理事会の議事は、出席理事の過半数をもってこれを決する。
- 4 監事、事務局長は、理事会に出席し、意見を述べることができる。
- 5 会長は必要に応じ理事会に会員および会員以外の出席を許可でき、出席者は意見を述べるができる。

第5章 会 計

(会計年度)

第16条 本会の会計年度は、毎年、定例総会開催日に始まり、翌年の定例総会開催日前日に終わる。

(経費)

第17条 本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入金をもって充てる。

(会費)

第18条 本会の会費について必要な事項は、別に定める。

(寄付金)

第19条 会長は、必要があると認めるときは、理事会の議決を経て、会員に対して寄付を求めることができる。

(予算)

第20条 会長は、毎会計年度の始まる前に、当該年度の予算を調整し、理事会の議を経て、総会の承認を得なければならない。

(決算)

第21条 会長は、毎会計年度の終わりに当該年度の経理状況を取りまとめた決算書を作成し、財産目録等必要な書類とともに監事の監査及び総会の承認を受けなければならない。

第6章 雑 則

(細則の制定)

第22条 この会則の施行に関し必要な事項は、この会則に特別の定めのあるものを除くほか、別に定める。

(会則の変更)

第23条 この会則の変更は、理事会の議を経て、総会の承認を得なければならない。

附則

附則 この会則は、平成21年11月7日から施行する。

附則 この会則は、平成 25 年 11 月 9 日総会の議決により一部改正
(平成 25 年 11 月 9 日より施行する)

役員等選出細則

(総則)

第1条 本細則は、本会則第 9 条第 1 項ならびに第 22 条の規定により、同門会役員の選出に関して必要な事項を定める。

(会長)

第2条 会長は、理事会において理事を含む普通会員から候補者を決定し、総会の承認を得る。

(副会長)

第3条 副会長は、会長が理事の中から選出し、総会の承認を得る。

(理事)

第4条 理事は、普通会員の中から若干名選出する。

- 1 本会創設時の理事の選出方法は、準備会の委員に委ねる。
- 2 理事の補充は、理事会の推薦を受けて総会の承認によって決定する。
- 3 現教授は常任理事となる。

(監事)

第5条 監事は、理事会において、理事を含む普通会員から選出し総会の承認を得る。ただし、監事のうち 1 名は、教室の理事を含む普通会員から選出するものとする。

(雑則)

第6条 本細則のほか、役員選出等に関し必要な事項は、理事会で決定する。

(変更)

第7条 本細則の変更には、理事会の議決を必要とする。

附 則

附則 本細則は、平成 21 年 11 月 7 日より施行する。

会費細則

(定義)

第1条 本細則は、本会則第 18 条ならびに第 22 条の規定に基づき、会費に関して必要な事項を定める。

(会費)

第2条 普通会員の会費は、年 10,000 円とする。

- 1 賛助会員の会費は、個人は年 10,000 円、医療機関は年 50,000 円とする。
- 2 準会員は会費を免除する。

(会費の徴収)

第3条 会費の徴収は、同門会事務局が行う。

(雑則)

第4条 本細則に定めるほか、会費に関して必要な事項は、理事会の議を経て、総会で決定する。

(変更)

第5条 本細則の変更には、総会の承認を必要とする。

附 則

附則 本細則は、平成 21 年 11 月 7 日から施行する。

慶弔関係

(慶事の定義)

第1条 慶事とは、公に認められている賞の受賞をいう。

- 2 前項の公に認められている賞とは、国内・国際学会などから贈呈される学術に関する賞をいう。

(受賞)

第2条 同門会賞は、会員が本細則第 1 条第 2 項に規定された賞を受賞、及び優れた社会貢献活動に対して理事会の議を経て、会長から贈られるものとする。(1~2 万程度)

(弔事)

第3条 同門会本人死亡(3万円)、配偶者死亡(1万円)、1親等死亡(1万円)

- 2 死亡時はすべて花輪(1万円程度)と弔電(2,3千円程度)が必要。

(この場合、花輪の名前を会員一同とする。)

- 3 同門の弔事及び葬儀に関しては、同門会事務局にファックスで連絡する。
- 4 花輪の申し込みは、取扱葬儀社で頼む。
- 5 弔電は、電話帳に載っている文面を利用して、葬儀に間に合うように送る。

附 則

附則 本細則は、平成 23 年 11 月 12 日より施行する。

附則 本細則は、平成 25 年 11 月 9 日総会の議決により一部改正

(平成 25 年 11 月 9 日より施行する)